

名古屋地方裁判所委員会（第17回）議事概要

1 日時

平成24年2月29日（水）午後1時30分から午後5時まで

2 場所

名古屋高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 伊藤雅淑，岡田美津男，糟谷則子，功刀由紀子，城田敦子，中尾賢一，長谷川誠，早瀬三喜男，原田恵理子，三上雅俊，山羽能吏子，織田幸二，片山俊雄，徳永幸藏

（説明者） （裁判所）伊藤納，鈴木秀雄，松井ひとみ，白木益美，田中晃

（検察庁）田中裕亮

（弁護士会）舟橋直昭

（事務担当者）藤田雄二（事務局長），原田 明（総務課長），三谷明史（総務課課長補佐），夏目 威（総務課広報係長），梅村拓也（総務課庶務第一係長）

4 協議テーマ

裁判員裁判の運用状況について

5 議事

(1) 委員交代，新委員あいさつ

(2) 裁判員裁判の運用状況等の概要説明

(3) 庁舎（裁判所関連施設）案内・説明

案内した施設は，選任手続室，裁判員法廷，評議室

(4) 裁判官，検察官及び弁護士それぞれの立場での現状の取組や問題点の説明

本テーマの説明者は，鈴木秀雄（名古屋地方裁判所判事），松井ひとみ（名古屋地方裁判所判事補），田中裕亮（名古屋地方検察庁検事）及び舟橋直昭（愛知県弁護士会弁護士）とする。

(5) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）

(6) 次回開催日及びテーマ決定

ア 平成24年9月24日（月）午後1時30分

イ 次回テーマ未定

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(: 委員 , : 委員長 , : 説明者)

評議を含めて4日間や5日間という短い審理期間では、刑事被告人の権利という観点から、十分な審理が尽くされているのかという懸念がある。裁判員制度とは一般市民の目線で審理されるべきものであると思うが、裁判所が策定した審理日程について、例えば、「予定されていない証人を呼んで話を聴きたい」等の意見が出ることはないのか。そういった意見が出た場合、どのように対応をするのか。また、裁判員候補者として呼び出された方は、選任されることに備えて、その期間の予定を空けておくなどの準備をしていると思うが、裁判員に選ばれなかった人はその準備を無駄にすることになる。例えば、選任されてから、ある程度の日を置いてから審理が始まるようにすれば、負担を軽減できるのではないか。

審理計画は、公判整理手続の中で裁判官、検察官及び弁護人が協議して策定しており、その審理日程についてはほとんどの場合、問題ないと感じているが、当初策定された審理計画にない点について、裁判員から審理が必要であるという意見が出され、それが必要であるならば、当然、審理を再開して証拠調べ等を行うことになる。

選任手続から審理までの期間に関しては、現在は、裁判員を拘束する日を少なくし、できるだけ負担を軽くしたいという観点から、選任手続の当日から審理に入ることが多いが、御指摘のような点も考慮して、金曜日に選任手続を行い、月曜日から審理に入るといった試みを始めている裁判体もある。また、選任手続日に出頭したが、裁判員に選ばれなかったという人を減らすために、当日呼び出す人数を必要最小限確保すべき人数に絞り込んで呼び出すという工夫もしている。

知人の開業医で裁判員の経験をされた方がいる。その方の話では、候補者に選ばれたという通知が来た際、辞退しないで応じることにしたが、裁判員

に選ばれたとしたら，医師の仕事に穴を開けることができないため，審理期間全日分の代替の医師を自ら探すなどの準備をされたそうである。もし，裁判員に選任されなかったとしたら，全ての準備が無駄になってしまうばかりでなく，代替の医師に支払うための金銭的な負担も発生してしまう。業種により違いはあると思うが，そのあたりをうまく工夫できれば裁判員裁判に参加できる人も増えるのではないかと思う。

裁判員に選任された方は，いきなり法廷に入って審理に参加してくださいと言われても緊張して，なかなか裁判に集中できないのではないか。例えば，実際に法廷傍聴をしてから，審理に入ってもらおうというような工夫はできないのか。

裁判員の方からの要望もあり，審理の空き時間に他の法廷の傍聴をしてもらう機会を設けたり，また，実際に使用する法廷で尋問などのシミュレーションをしたりするなど，裁判の雰囲気を感じてもらおう工夫をしている。

裁判員経験者に対するアンケート資料を見ると，自白事件は理解しやすかったという意見が多く，否認事件は理解しにくかったという意見が多いようであるが，否認事件の場合，評議において何か工夫していることはあるのか。

否認事件の場合，審理の中で検察官の主張と弁護人の主張の対立が顕著であり，どちらが言っていることが正しいのか判断に迷うことが多いことや，事件の内容自体が複雑であることなどが，理解しにくいという意見につながっていると思われる。評議においては，裁判員からの質問などに応じて，双方の主張を整理して説明し，また，評議の始めには検察官に立証責任があるという原則を説明するなどして，頭を整理していただいている。また，分かりにくく難しい法律用語については，平易な言葉に置き換えて説明するなど，裁判員に理解していただけるように配慮している。その他にも，否認事件は判断自体にも悩ましく時間を要することが多いことから，評議の時間を十分確保するようにしている。

裁判員制度導入前後で，法曹三者の作業量及び質は，どのように変化した

のか。

- (検) 従前の裁判官による裁判では、証拠のどの情報が必要で、どの情報が不要であるかの判断は裁判官が全ての証拠を読み込み判断することから、検察官による選別がそれほど必要ではなかったが、裁判員裁判においては、証拠の絞込みが必要になったため、その分の作業量は増えたと感じている。また、冒頭陳述や論告要旨も、裁判員が理解しやすいものを準備することが求められるため、作成に要する時間も明らかに増えたという印象はある。
- (弁) 専門用語、法律概念を分かりやすく伝えるための労力は増えたが、裁判員に聞いてもらいたい事情を絞り込む作業をすることから、公判自体は中身が濃くなって充実したものとなっていると感じる。ただ、他の事件も扱う弁護人にとっては、連日の開廷に関してはちょっと厳しいものがある。
- (裁) 大量の証拠書類を読み込む作業はなくなったが、公判前整理手続において、どのような審理計画を策定するかという点に時間をかけて検討することが必要になった。しかし、裁判員にとって分かりやすい裁判にするというのは、それはそのまま裁判官にとっても分かりやすいものになっていると感じている。

この3年間で裁判員候補者となった方が1万数千人、裁判員裁判の対象事件が全体の約3パーセントという話であるが、広く国民に裁判制度を知っていただくという趣旨で導入されたことを考えると、数字的に小さいのではないのか。この数字を将来的に増やしていくことは考えているのか。

裁判員を経験する人の数を増やすというのは、意図的には無理であるが、裁判のしくみが変わったことにより、報道の機会も増えているため、国民が裁判を身近に感じるようにはなってきていると思う。

- (弁) 裁判員法は、施行後3年経過した時点で見直しの検討に入ることになっているが、弁護士会の内部では、裁判員裁判で裁判を受けるかどうかを被告人が選択できるようにすべきではないかという意見も出ている。

裁判員は、法廷で証人や被告人に対して、自由に質問することはできるの

か。

裁判長に申し出た上で、質問していただくのは基本的には自由であるが、こんな質問をしてもいいのかなどと迷っておられる裁判員もいるかもしれないため、裁判所からの尋問の前に休憩を設け、事前に裁判員からの質問を整理し、質問しやすくするような工夫もしている。

選任手続に出頭して裁判員に選ばれた場合、当日から審理に参加するのは、戸惑いも多く自分の力を十分に発揮できない人も多いと思う。選任された後、例えば、別の事件の裁判にオブザーバー的に関わり、その後裁判員として審理に参加するということはできないのか。

裁判員経験者のアンケートによると、最初の段階では不安も多く、当初は約7割の方が消極的な気持ちを感じていたが、裁判員裁判に参加してみると、ほとんどの方がよい経験をしたと感じていただいている。また、判決後に行われる記者会見に参加された裁判員経験者からも、経験してよかったという意見を多くの方からいただいている。

裁判官は、裁判員が選任されてから審理を終えるまでの間、裁判員と一緒に過ごす時間が長いが、審理の初日の昼食中などに聞いてみると、当然のことながら、皆さん裁判にも法廷にも慣れていない状態で臨まれる方がほとんどである。法律などの専門的知識がなくても、普段の日常生活で普通に考えることを通じて、きちんとした判断ができますよということを説明して、不安を解消していただきながら、徐々に法廷に慣れていただくよう留意している。実際に裁判員の方も徐々に法廷に座ることに慣れ、多くの方が積極的に質問も行うようになっている。

先日、初めて裁判員裁判の法廷を傍聴してみて、以前の裁判とは雰囲気随分異なり、「開かれた裁判所」になったという印象を受けた。そういう意味では、裁判を身近なものにするという裁判員制度を導入した目的は、一定程度達成できているのではないかと思う。

裁判員裁判の控訴率は、裁判官のみで審理される刑事裁判と比べてどうな

っているのか。

控訴率は30パーセント程度であり、裁判官のみで審理される刑事裁判と比べて、そんなには変わらないという印象である。